

残業時間の上限規制、年休 5 日の付与義務、非正規社員の不合理な待遇格差等法改正に伴う様々な問題、就業規則の作成・見直し、助成金の活用、その他労務管理等について社会保険労務士が無料でご相談に応じます。

出張相談は第 2、4 水曜の

12/11、12/25

1/8、1/22

2/12、2/26

3/11

に行ないます

この事業による相談はすべて
無料です

場所 福島市市民会館 402 号室

時間 13 時～16 時 30 分まで

問合せ先

福島県働き方改革推進支援センター

TEL 0120-541-516

申込書

福島県働き方改革推進支援センター 行 FAX 024-533-2380

会社名等		相談希望日時	月	日	(希望時間に〇をつけてください)	
		13:00	14:00	15:00	16:00	
役職名		TEL				
住所	〒					
(相談内容)						